

宝塚市新庁舎及びひろば整備事業に関する 民間活力導入方針策定業務プロポーザル募集要項

【目次】

1. 主旨	1
2. 業務概要	1
3. 委託限度額	1
4. 参加資格	1
5. 質問の受付及び回答	2
6. 事業者向け説明会の実施	2
7. 企画提案書等の作成及び提出等	2
8. 提案者プレゼンテーションの実施	4
9. 審査方法	4
10. 審査基準及び配点	5
11. 日程	5
12. 失格条項	5
13. 契約	5
14. その他留意事項	6
15. 担当部署（問合せ先）	6

【添付書類について】

別紙1 プロポーザル企画提案書等作成要領

公募に係る手続きの詳細や、各種様式、審査対象となるプロポーザル提案内容（テーマ）について記載しています。

別紙2 民間活力導入方針策定業務委託特記仕様書

受託者が履行する業務の詳細になりますので、提案者は企画提案に特記仕様書の内容を反映させる必要があります。

特記別図 特記仕様書添付図面

平成29年(2017年) 7月19日
宝塚市企画経営部政策室政策推進課

宝塚市新庁舎及びひろば整備事業に関する
民間活力導入方針策定業務プロポーザル
募 集 要 項

1. 主旨

本プロポーザル募集要項は、宝塚市新庁舎及びひろば整備事業に関する民間活力導入方針策定業務について、技術的に最適な者を選定するための手続きについて必要な事項を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

宝塚市新庁舎及びひろば整備事業に関する民間活力導入方針策定業務委託

(2) 目的

宝塚市新庁舎及びひろば整備事業は「いこい・つどい・ささえあう市民の『ひろば』を整備目標に掲げ、その実現にむけて事業を進めています。今回整備するひろばや駐車場（一般来庁者用）、新庁舎に設置予定のカフェ等の施設については、様々なイベントなどのソフト事業の実施を含めて民間事業者の創意工夫を導入した管理・運営ができるような仕組み作りを検討しています。

本業務は、民間事業者との対話などの各種調査及び分析を通して、各施設の運営方針や事業手法などについて検討し、最適な民間活力の導入方針を策定することを目的とします。

(3) 業務内容

本業務では、次のことを行います。

- 1) サウンディング型市場調査
- 2) 調査・分析及び資料の作成
- 3) 施設運営事業者募集要項（案）の作成

※詳細は、「宝塚市新庁舎及びひろば整備事業に関する民間活力導入方針策定業務 特記仕様書」**別紙2**を参照してください。

(4) 業務期間

委託契約締結の日から平成30年 3月31日（土）まで

3. 委託限度額

3,974千円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、見積価格が提案限度額を超えた場合は、失格とします。

4. 参加資格

特に記載のある他は、参加表明書の受付け時に次の条件を満たす企業とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。)第2条第3項に該当しない者であること。
- (3) 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請している者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 常時3ヶ月以上の雇用関係にある者を技術者として配置できる者であること。
- (5) 平成19年4月1日以降、日本国内において、「国または地方公共団体等の発注する民間活力導入に関する検討業務」を元請けとして履行した実績を有する者であること。

5. 質問の受付及び回答

募集要項等の内容について次により質問を受け付けます。

(1) 受付期間

平成29年 7月19日(水)から7月28日(金)午後5時まで。

(2) 提出方法

質問書(様式1)により作成のうえ、事務局(宝塚市企画経営部政策室政策推進課)へEメール又はFAXにより提出するものとします。なお、提出後事務局へ電話により着信等の確認をしてください。

(3) 質問に対する回答

上記の質問に対する回答について平成29年 8月 2日(水)に市のホームページで公表します。

6. 事業者向け説明会の実施

企画提案書作成要領等の内容について、次のとおり事業者向け説明会を実施します。なお、本プロポーザルの参加に当たり、この説明会への出席は必須条件ではありません。

(1) 実施日時

平成29年 7月 26日(水) 午後1時から

(2) 実施場所

宝塚市役所 3F 演習室

(3) 出席者

1事業者につき3名以内とする。

7. 企画提案書等の作成及び提出等

(1) 応募提案数

応募は、応募者1者につき1提案とします。

(2) 募集要項等の配布

平成29年 7月19日(水)から募集要項を宝塚市のホームページに掲載します。
様式は、必要に応じダウンロードして使用してください。

(3) 作成要領

宝塚市新庁舎及びひろば整備事業に関する民間活力導入方針策定業務プロポーザルに関する企画提案書等作成要領別紙1 (以下「作成要領」という。)を参照してください。

(4) 参加表明書の受付

① 受付期間

平成29年 7月19日(水)～8月4日(金)午後5時まで。

② 提出書類及び提出部数

作成要領に記載の参加表明書(様式2)、誓約書(様式3)、会社概要(様式4)、業務実績書(様式5)を作成し、様式2及び様式3は各1部、様式4、様式5は各13部提出してください。

なお、提出書類の内容が11. 失格条項に該当することを確認した場合は、その段階で失格条項を明示し通知をします。

③ 提出先

事務局：宝塚市企画経営部政策室政策推進課
〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1-1

④ 提出方法

ア 持参、郵送又は宅配とします。(持参する場合は平日午前9時から午後5時までに限ります。)

イ 郵送の場合は書留とし、締切日の消印があるものまで有効とします。宅配の場合は締切日必着とします。

ウ 郵送又は宅配の場合は、封筒に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書し、受領書送付用として宛名を明記し82円切手を貼付した長3の封筒を同封してください。

(5) 企画提案書の受付

① 受付期間

平成29年 8月7日(月)～8月18日(金)午後5時まで。

② 提出書類及び提出部数

作成要領に記載の企画提案書(様式6)、業務実施体制(様式7)、進行スケジュール(様式8)、企画提案内容説明書(任意様式)、見積書(様式9)を作成し、各13部提出してください。

③ 提出先

事務局：宝塚市企画経営部政策室政策推進課
〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1-1

④ 提出方法

- ア 持参、郵送又は宅配とします。(持参する場合は平日午前9時から午後5時までに限ります。)
- イ 郵送の場合は書留とし、締切日の消印があるものまで有効とします。宅配の場合は締切日必着とします。
- ウ 郵送又は宅配の場合は、封筒に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書し、受領書送付用として宛名を明記し82円切手を貼付した長3の封筒を同封してください。

8. 提案者プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり提案者プレゼンテーションを行います。

(1) 実施日時 (予定)

平成 29 年 8 月 22 日(火) 詳細については別途通知します。

(2) 実施場所

別途通知します。

(3) 出席者

1 事業者につき 3 名以内とする。

(4) プレゼンテーション内容

企画提案書等の内容について、1 者当たりの説明時間は質疑を含め 30～50 分程度を予定していますが、詳細については別途通知します。

なお、説明は、企画提案書等の記載内容を逸脱しないものとしてください。プロジェクターの使用は可能です。提出した資料の説明用画面などとして使用してください。パソコンは事業者側で用意してください。プロジェクター、スクリーンは市で用意します。

9. 審査方法

(1) プロポーザルの審査

提出された書類の審査及び提案者プレゼンテーションを行い、市職員で構成する「宝塚市新庁舎及びひろば整備事業に関する民間活力導入方針策定業務事業者選定委員会」において、下記 9 で示す審査基準に基づいて採点した結果、評価が最も高い応募者から第一契約候補者、次点契約候補者として市が選定します。

なお、審査の結果、一定の基準に満たない場合は契約候補者として選考しない場合があります。

(2) 審査結果の通知

選定の結果については、平成 29 年 8 月 25 日(金) (予定) に応募者に通知するほか、ホームページで公表します。(応募及び審査状況により変更となる場合

があります。)

10. 審査基準及び配点

審査項目及び配点は、次のとおりとします。(100点満点)

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 業務の遂行能力 | 15点 |
| (2) 企画提案内容 | 75点 |
| (3) 業務の経済性 | 10点 |

11. 日程

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| (1) 募集要項の公表 | 平成29年 7月19日(水) |
| (2) 事業者向け説明会 | 平成29年 7月26日(水) |
| (3) 質問書の受付期間 | 平成29年 7月19日(水)
～ 7月28日(金)午後5時まで |
| (4) 質問書の回答 | 平成29年 8月2日(水) |
| (5) 参加表明書の提出期間 | 平成29年 7月19日(水)
～ 8月4日(金)午後5時まで |
| (6) 企画提案書提出期間 | 平成29年 8月7日(月)
～8月18日(金)午後5時まで |
| (7) 提案者プレゼンテーション(予定) | 平成29年 8月22日(火) |
| (8) 審査結果の公表(予定) | 平成29年 8月25日(金) |
| (9) 契約締結(予定) | 平成29年 9月 8日(金) |

12. 失格条項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要項に適合していないとき。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が本要項に適合していないとき。
- (3) 企画提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき。
- (5) プロポーザルの手続きの過程で、前記4の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (6) 書類に虚偽の記載があったとき。
- (7) 応募者がプレゼンテーションに出席しないとき。
- (8) 見積書の金額が、前記3に示した価格を超過しているとき。

13. 契約

- (1) 市は、最も評価が高い者を業務委託の契約候補者として、契約締結交渉を行うものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

また、契約の際に改めて見積書を提出するものとします。

- (2) 契約候補者が前記1 1の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位である者と契約交渉を行うことができるものとします。
- (3) 選定後、前記4の参加資格の要件を満たさなくなった場合、業務取組体制が変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがあります。
- (4) 委託期間は、契約締結の日から平成30年3月31日までを予定しています。

1 4. その他留意事項

- (1) 提出後の記載内容の追加、修正及び再提出はできないものとします。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明、プレゼンテーション等にかかる費用は、提出者の負担とします。
- (4) 書類記入に当たって使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。
- (5) 審査結果の評価が最も高い候補者の企画提案書は、公表する場合があります。また、市は、本プロポーザルに関する公表を行う場合及び市が必要と認める場合に、企画提案書を無償で使用できるものとします。企画提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとします。
- (6) 本プロポーザルのために市より受領した資料は、市の了解なく公表、使用することはできません。
- (7) 提出書類の詳細は、作成要領をご覧ください。

1 5. 担当部署（問合せ先）

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1-1

宝塚市企画経営部政策室政策推進課（担当）中村・水谷・宇野

TEL：0797-77-2001（直通）FAX：0797-72-1419

E-mail：m-takarazuka0001@city.takarazuka.lg.jp

(別表) 提出書類

(本市の平成28、29年度の入札参加資格審査の手続きを行っていない者のみ)

No	申請書類	内 容	交 付 場 所 等	法人	個人
1	使用印鑑届	添付の様式を使用のこと	別添書類使用	○	○
2	印鑑証明書	原本を提出してください。 ※複写機による写しは不可とします。	法人…法務局 個人…住所地の市区町村	○	○
3	代表者身分証明書	「禁治産又は準禁治産の宣告」及び「後見の登記」並びに「破産宣告」の通知を受けていない証明書（住民票ではありません。） ※写し可	本籍地の市区町村	×	○
4	商業登記の謄本	登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 ※写し可	法務局	○	×
5	納税証明書	(A) 法人税及び消費税 …納税証明様式（その3の3） ※写し可	税務署	○	×
		国 所得税及び消費税 …納税証明様式（その3の2） ※写し可	税務署	×	○
		(B) ※欄外の注意(4)もご覧ください 宝塚市 市 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税…未納の税額がないことの証明書（原本） ※宝塚市に納税している方のみ提出してください。 ※複写機による写しは不可とします。	宝塚市役所市税収納課 <u>（※申請日から遡って1カ月以内に納付した場合、その領収書も持参してください。）</u>	△	△
6	営業に 関し 法律上 必要と する 登録等 の許可 又は 証明書	例えば、医薬品販売業、毒物劇物販売業、高圧ガス販売業、石油製品販売業、自動車分解整備業、警備業等が該当します。なお提出する書類は、申請時に有効であるものに限り ※写し可 ※登録後有効期限切れとなった場合、更新されたものを随時提出してください。	国・都道府県等	△	△
7	営業経歴書	指定様式無し。営業の沿革、代理店・特約店契約の有無、取扱物品の詳細な説明、セールスポイント（特記事項）などを、なるべくA4判用紙に横書き左とじで記載してください。	申請者作成 （会社案内でも可）	△	△
8	財務諸表	「貸借対照表」及び「損益計算書」…最新1年分（個人業者は、所得税確定申告書の写しで代用することができます。）	申請者作成	○	○

9	ISO 認定書	取得者のみ写しを提出してください。 (認証期間と登録サイトがわかるもの)	各マネジメントシ テム 審査登録機関	△	△
10	プライバシ ーマーク 認定書	取得者のみ写しを提出してください。 (認証期間と登録サイトがわかるもの)	一般財団法人 日本 情報経済社会推進協 会	△	△

- (注意) (1) ○…提出が必要 △…該当する方のみ提出 ×…提出不要
- (2) No.2・5(B)は原本を提出してください。No.3・4・5(A)・6・7・8・9・10は複写機による鮮明な写しをもって代用することができます。
- (3) 証明書類の証明日は平成29年(2017年)1月1日以降であれば有効(書類提出までの間に内容に変更がないものに限る)としますが、なるべく新しいものを提出してください。ただし、NO.5(B)については、平成29年(2017年)4月12日以降のもののみ有効とします。
- (4) No.5について、(A)国税(法人税、所得税及び消費税)の証明書は納税証明書(その3の2又は3)とし、(B)宝塚市税(市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は納税証明書(未納の税額がないことの証明書)とします。また、非課税で納税証明書がないときは非課税証明書を、法人設立等で納税証明書がないときは、その旨の申立書(様式任意)を提出してください。